

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

一	航空機燃料譲与税法（昭和四十七年四月一日法律第十三号）（抄）	一
二	航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年五月四日政令第百六十七号）（抄）	二
三	空港法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）（抄）	三
四	空港法施行令（昭和三十一年七月十日政令第百三十二号）（抄）	六

○航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）（抄）

（航空機燃料譲与税）

第一条 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものとする。

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港若しくは同法第五条第一項に規定する地方管理空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、総務大臣が指定するものを含む。前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。

○航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第六十七号）（抄）

（法第一条第二項の公共の飛行場）

第一条 航空機燃料譲与税法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場は、千歳飛行場、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、調布飛行場、小松飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場、美保飛行場、岡南飛行場、岩国飛行場、徳島飛行場、天草飛行場、大分県央飛行場及び枕崎飛行場とする。

○空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）

第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港
- 五 大阪国際空港

六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの
2 前項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第六号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

3
4 略

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理)

第五条 前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港(以下「地方管理空港」という。)は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

2 前項の空港を定める政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

3 4 略

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(共用空港における基本方針等)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港(自衛隊の設置する飛行場及び日本

国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

第二条第四項(㉔)の規定に基づき日本政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。
以下同じ。)を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2 前項の政令においては、共用空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七五号) 抄

(特定地方管理空港に関する経過措置)

第三条 空港法第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、同法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法(以下「旧空港整備法」という。)第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの(以下この条において「特定地方管理空港」という。)に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。))の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。

○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）

（空港）

第一条 空港法（昭和三十一年法律第八十号。以下「法」という。）第四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は、それぞれ別表第一の位置の欄に掲げるとおりとする。

2 法第四条第一項第六号に掲げる空港の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

3 法第五条第一項に規定する地方管理空港の名称及び位置は、別表第三のとおりとする。

附 則

（共用空港）

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める飛行場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
札幌飛行場	北海道札幌市
千歳飛行場	北海道千歳市
三沢飛行場	青森県三沢市
百里飛行場	茨城県小美玉市
小松飛行場	石川県小松市
美保飛行場	鳥取県境港市
岩国飛行場	山口県岩国市

附 則 (平成二〇年六月一八日政令第一九七号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の空港整備法施行令別表第二に規定する八尾空港は、当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の空港法(昭和三十一年法律第八十号。次項において「新空港法」という。)第四条第一項第六号に掲げる空港とみなす。

3 空港整備法施行令の一部を改正する政令(昭和五十七年政令第三十二号)の規定による改正前の空港整備法施行令別表第三に規定する石垣空港は、空港整備法施行令の一部を改正する政令附則第三項の規定にかかわらず、新石垣空港の供用が開始される時までの間は、新空港法第五条第一項に規定する地方管理空港とみなす。

別表第一(第一条関係)

名称	位置
成田国際空港	千葉県成田市
東京国際空港	東京都大田区
中部国際空港	愛知県常滑市
関西国際空港	大阪府泉南郡田尻町
大阪国際空港	兵庫県伊丹市

別表第二(第一条関係)

名称	位置
新千歳空港	北海道千歳市
旭川空港	北海道上川郡東神楽町
稚内空港	北海道稚内市
釧路空港	北海道釧路市
帯広空港	北海道帯広市
函館空港	北海道函館市
仙台空港	宮城県名取市
秋田空港	秋田県秋田市
山形空港	山形県東根市
新潟空港	新潟県新潟市
広島空港	広島県三原市
山口宇部空港	山口県宇部市
高松空港	香川県高松市
松山空港	愛媛県松山市
高知空港	高知県南国市
福岡空港	福岡県福岡市

別表第三（第一条関係）	
名称	位置
北九州空港	福岡県北九州市
長崎空港	長崎県大村市
熊本空港	熊本県菊池郡菊陽町
大分空港	大分県国東市
宮崎空港	宮崎県宮崎市
鹿児島空港	鹿児島県霧島市
那覇空港	沖縄県那覇市
利尻空港	北海道利尻郡利尻富士町
礼文空港	北海道礼文郡礼文町
奥尻空港	北海道奥尻郡奥尻町
中標津空港	北海道標津郡中標津町
紋別空港	北海道紋別市
女満別空港	北海道網走郡大空町
青森空港	青森県青森市
花巻空港	岩手県花巻市
大館能代空港	秋田県北秋田市

出雲空港	島根県簸川郡斐川町
隠岐空港	島根県隠岐郡隠岐の島町
鳥取空港	鳥取県鳥取市
南紀白浜空港	和歌山県西牟婁郡白浜町
神戸空港	兵庫県神戸市
静岡空港	静岡県牧之原市
松本空港	長野県松本市
福井空港	福井県坂井市
能登空港	石川県鳳珠郡穴水町
富山空港	富山県富山市
佐渡空港	新潟県佐渡市
八丈島空港	東京都八丈支庁管内八丈町
三宅島空港	東京都三宅支庁管内三宅村
神津島空港	東京都大島支庁管内神津島村
新島空港	東京都大島支庁管内新島村
大島空港	東京都大島支庁管内大島町
福島空港	福島県石川郡玉川村
庄内空港	山形県酒田市

慶良間空港	久米島空港	栗国空港	与論空港	沖永良部空港	徳之島空港	喜界空港	奄美空港	屋久島空港	種子島空港	老岐空港	上五島空港	福江空港	小値賀空港	対馬空港	佐賀空港	岡山空港	石見空港
沖縄県島尻郡座間味村	沖縄県島尻郡久米島町	沖縄県島尻郡栗国村	鹿児島県大島郡与論町	鹿児島県大島郡泊町	鹿児島県大島郡天城町	鹿児島県大島郡喜界町	鹿児島県奄美市	鹿児島県熊毛郡屋久島町	鹿児島県熊毛郡種子町	長崎県老岐市	長崎県南松浦郡新上五島町	長崎県五島市	長崎県北松浦郡小値賀町	長崎県対馬市	佐賀県佐賀市	岡山県岡山市	島根県益田市

与那国空港	沖繩県八重山郡与那国町
波照間空港	沖繩県八重山郡竹富町
新石垣空港	沖繩県石垣市
多良間空港	沖繩県宮古郡多良間村
下地島空港	沖繩県宮古島市伊良部
宮古空港	沖繩県宮古島市平良
伊江島空港	沖繩県国頭郡伊江村
北大東空港	沖繩県島尻郡北大東村
南大東空港	沖繩県島尻郡南大東村